

(別紙)

○ ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）の一部改正新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前																				
<p>(別紙1) ペットフード用の肉骨粉等の一時停止の要請の一部解除について 1～8 (略) (削る。)</p> <p>別添1～別添5 (略)</p> <p>別記様式第1-1号・別記様式第1-2号 (略)</p> <p>別記様式第2-1号</p>	<p>(別紙1) ペットフード用の肉骨粉等の一時停止の要請の一部解除について 1～8 (略)</p> <p><u>9 その他</u></p> <p><u>(1) 本通知の施行前に関係通知に基づき提出されたセンター確認の申請書は、本通知に基づき提出された申請書とみなす。</u></p> <p><u>(2) 本通知の施行の際現に関係通知に基づき交付されているセンター確認の確認書は、本通知の施行後も（有効期間の定めがあるものにあつては、有効期間が終了するまでの間）なお効力を有する。</u></p> <p>別添1～別添5 (略)</p> <p>別記様式第1-1号・別記様式第1-2号 (略)</p> <p>別記様式第2-1号</p>																				
<p style="text-align: center;">製造基準適合確認簿</p> <p>1 製造に係るもの</p> <table border="1"><thead><tr><th>事業場の名称</th><th>事業場の所在地</th><th>製造品目 (※注1)</th><th>(削る。)</th><th>備考 (※注2)</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	事業場の名称	事業場の所在地	製造品目 (※注1)	(削る。)	備考 (※注2)						<p style="text-align: center;">製造基準適合確認簿</p> <p>1 製造に係るもの</p> <table border="1"><thead><tr><th>事業場の名称</th><th>事業場の所在地</th><th>製造品目 (※注1)</th><th><u>有効期間</u></th><th>備考 (※注2)</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	事業場の名称	事業場の所在地	製造品目 (※注1)	<u>有効期間</u>	備考 (※注2)					
事業場の名称	事業場の所在地	製造品目 (※注1)	(削る。)	備考 (※注2)																	
事業場の名称	事業場の所在地	製造品目 (※注1)	<u>有効期間</u>	備考 (※注2)																	

2 輸入に係るもの

輸入業者の 氏名又は名 称	輸入業者 の所在地	輸入品目 (※注1)	(削る。)	備考 (※注2)

(削る。)

※注1・2 (略)

別記様式第2-2号

ペットフード用肉骨粉等、食用脂肪由来の肉粉等及び牛血粉等  
適合通知書

年 月 日

ペットフード用肉骨粉等の供給業者  
代表者 殿

又は

食用脂肪由来の肉粉等の供給業者  
代表者 殿

又は

牛血粉等の供給業者 代表者 殿

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長

2 輸入に係るもの

輸入業者の 氏名又は名 称	輸入業者 の所在地	輸入品目 (※注1)	有効期間	備考 (※注2)

備考：確認の有効期間は、確認日から3年間（食用脂肪（食用油脂の製造に供するものを除く。）由来の肉粉等の製造業者にあつては1年間）とする。なお、確認内容の変更が行われた場合にあつては、当該変更確認日から3年間（食用脂肪（食用油脂の製造に供するものを除く。）由来の肉粉等の製造業者にあつては1年間）とする。

※注1・2 (略)

別記様式第2-2号

ペットフード用肉骨粉等、食用脂肪由来の肉粉等及び牛血粉等  
適合通知書

年 月 日

ペットフード用肉骨粉等の供給業者  
代表者 殿

又は

食用脂肪由来の肉粉等の供給業者  
代表者 殿

又は

牛血粉等の供給業者 代表者 殿

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長

ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて  
(平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・  
水産庁長官連名通知)別紙1の4の(2)の規定に基づき、年月  
日付けで確認申請のあったこのことについて、申請のとおり確認し  
たので通知する。

記

1～4 (略)  
(削る。)

(削る。)

※注(略)

別記様式第3-1号～別記様式第12号 (略)

(別紙2)

肥料用の肉骨粉等の一時停止の要請の一部解除について

1～5 (略)

別添1・別添2 (略)

別記様式第1-1号・別記様式第1-2号 (略)

別記様式第2-1号

豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物由来肉骨粉等適合確認書

ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて  
(平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産  
局長・水産庁長官連名通知)別紙1の4の(2)の規定に基づき、  
年月日付けで確認申請のあったこのことについて、申請のとおり  
確認したので通知する。

記

1～4 (略)

5 確認の有効期間

備考：確認の有効期間は、確認日から3年間とする。なお、確認内容  
の変更が行われた場合にあっては、当該変更確認日から3年間と  
する。

※注(略)

別記様式第3-1号～別記様式第12号 (略)

(別紙2)

肥料用の肉骨粉等の一時停止の要請の一部解除について

1～5 (略)

別添1・別添2 (略)

別記様式第1-1号・別記様式第1-2号 (略)

別記様式第2-1号

豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物由来肉骨粉等適合確認書

年 月 日

豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物  
由来肉骨粉等の供給業者  
代表者 殿

独立行政法人農林水産消費安全技術センター 理事長

ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて  
(平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・  
水産庁長官連名通知)別紙2の3の(1)の規定に基づき、○年○  
月○日付けで確認申請のあったこのことについて、確認書を交付す  
る。

記

1～3 (略)  
(削る。)

(削る。)

別記様式第2-2号

豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物由来肉骨粉等適合確認書

年 月 日

豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物  
由来肉骨粉等の供給業者  
代表者 殿

独立行政法人農林水産消費安全技術センター 理事長

年 月 日

豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物  
由来肉骨粉等の供給業者  
代表者 殿

独立行政法人農林水産消費安全技術センター 理事長

ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて  
(平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産  
局長・水産庁長官連名通知)別紙2の3の(1)の規定に基づき、  
○年○月○日付けで確認申請のあったこのことについて、確認書を  
交付する。

記

1～3 (略)

4 確認書の有効期間

備考：確認書の有効期間は、発行日から3年間とする。なお、変更届  
が提出された場合にあっては、この限りではない。

別記様式第2-2号

豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物由来肉骨粉等適合確認書

年 月 日

豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物  
由来肉骨粉等の供給業者  
代表者 殿

独立行政法人農林水産消費安全技術センター 理事長

ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて  
(平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・  
水産庁長官連名通知)別紙2の3の(2)の規定に基づき、○年○  
月○日付けで確認申請のあったこのことについて、確認書を交付す  
る。

記

1～4 (略)  
(削る。)

(削る。)

注(略)

別記様式第3-1号～別記様式第5号 (略)

附 則

- 1 この通知は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行の際、現に改正前の別紙1の4の(2)の規定による申請者への通知書及び別紙2の3の(1)又は(2)に規定する確認書のうち有効期間が満了していないものについては、有効期間の満了日以降も引き続き有効とみなす。

ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて  
(平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産  
局長・水産庁長官連名通知)別紙2の3の(2)の規定に基づき、  
○年○月○日付けで確認申請のあったこのことについて、確認書を  
交付する。

記

1～4 (略)

5 確認書の有効期間

備考：確認書の有効期間は、発行日から3年間とする。なお、変更届  
が提出された場合にあつては、この限りではない。

注(略)

別記様式第3-1号～別記様式第5号 (略)